

希望内容により申請期限等が異なりますので、下記をご確認のうえお手続きをお願いいたします。
申請がない場合、保育の必要性が確認できず、継続利用ができなくなりますので、必ずお手続きください。

◎すべての方が行っていただく手続き（令和6年度 保育施設等の利用に係る現況届・継続調査）

申請期間	令和5年11月13日（月）～令和5年11月19日（日）
申請方法	<p>●電子申請 期間内に市ホームページ、または右記QRコードから「保育所のご案内」へアクセス。 （トップ>市民のみなさんへ>保育>保育所・保育サービス>保育所のご案内）</p> <p>↓</p> <p>「令和6年度保育施設等の利用に係る現況届・継続調査」から入力案内に従い申請する。 ※原則、電子申請となります。特別な事情により電子申請が困難な場合には、みらいこども課までご相談ください。</p>
添付書類	<p>保育ができないことの証明書類（就労証明書等「保育を必要とする証明書等」参照） ※令和5年5月7日以降に証明された就労証明書等をみらいこども課に提出済みで、内容等に変更がない場合は提出不要。</p>

利用継続希望の方は、以上で終了です。

退所（予定）を希望する方は、退所届の申請が必要です。

申請期間	退所日が決定している場合は、継続調査申請と併せて「退所届」の申請をお願いいたします。退所日が決定していない場合は、退所日が決まり次第、「退所届」の申請をお願いいたします。
申請方法	<p>●電子申請 期間内に市ホームページ、または右記QRコードから「保育所のご案内」へアクセス。 （トップ>市民のみなさんへ>保育>保育所・保育サービス>保育所のご案内）</p> <p>↓</p> <p>「保育施設退所届」から入力案内に従い申請する。 ※原則、電子申請となります。特別な事情により電子申請が困難な場合には、みらいこども課までご相談ください。</p>

◆ 継続調査申請を送信後、市外への転出が取りやめになった等の理由で、保育施設の継続を希望する場合は、事実が判明次第すみやかに、みらいこども課へご連絡ください。ご連絡がない場合、4月入所を希望される他の方を案内してしまいますので、継続できなくなります。

◆ 継続希望で継続調査申請を送信後、転出等により退所見込みとなった場合は、退所届の申請をしてください。

転所を希望する方は、転所申請（令和6年4月選考）が必要です。

申請期間	<p>【4月1次選考】令和5年10月23（月）午前0時～11月5日（日）午後11時59分 【4月2次選考】令和5年12月4日（月）午前0時～令和6年1月5日（金）午後11時59分</p>
申請方法	<p>電子申請 期間内に市ホームページ、または右記QRコードから「保育所のご案内」へアクセス。 （トップ>市民のみなさんへ>保育>保育所・保育サービス>保育所のご案内）</p> <p>↓</p> <p>「令和6年度（2024年度）保育施設利用申込案内」から入力案内に従い申請する。 ※原則、電子申請となります。特別な事情により電子申請が困難な場合には、みらいこども課までご相談ください。</p>
添付書類	<p>保育ができないことの証明書類（就労証明書等「保育を必要とする証明書等」参照） ※令和5年5月7日以降に証明された就労証明書等をみらいこども課に提出済みで、内容等に変更がない場合は添付不要。</p>

※育児休業中の転所の申込はできません。（転所申込中に出産し、育児休業に入った場合は、申込を取下げとさせていただきます）

※小規模施設の2歳児クラスで卒園となる方の申込みであっても、必ずしも希望施設にご案内できるとは限りませんのでご了承ください。

保育を必要とする書類

申請書ダウンロード



- ◆ 証明書は原則として父母ともに必要です。
- ◆ 離婚調停中の方は、事件係属証明書または呼出状を提出された場合に限り、配偶者分の下記書類が不要となります。
- ◆ 証明書の有効期限は、内容に変更がない場合に限り証明日から6か月以内のものとなります。
※証明書の内容(時間・日数・期間等)に記入漏れがあった場合、選考に影響がでる可能性がありますので、必ず記載内容をご確認いただき添付してください。

保護者の状況等	必要書類	注意事項
就労	◎就労証明書	就労先が複数ある場合は、それぞれの就労証明書・タイムスケジュールをご提出ください。
自営業・農業従事者	◎就労証明書 ・運営が確認できる書類(中心者のみ)※1	※1運営が確認できる書類 ・開業届 ・営業許可書 ・直近の確定申告書 など
就労(内定)	◎就労証明書(内定) (就労開始日前に証明されたもの)	就労証明書の提出が難しい場合には、みらいこども課へお問合せください。
求職活動中	◎確約書 ・求職活動をしていることがわかる書類※2	※2 求職活動をしていることが分かる書類 ハローワークの受付表や求職サイト登録画面の写し など。
妊娠・出産	・母子手帳の写しまたは妊産婦マル福受給者証の写し	表紙と出産予定日が記載されたページの写しをご提出ください。
育児休業	◎就労証明書	育児休業期間が明記された就労証明書をご提出ください。また復職後1か月以内に再度「復職証明書(就労中)」をご提出ください。
病気・障がい	◎診断書または障がい者手帳等の写しまたは年金証書の写し	・病名、保育が困難な状況、療養期間が記載されたもの。 ・診断書は市様式以外でも受領が可能です。 ・手帳番号、本人欄、障がい名が記載されているページ。
看護・介護	◎看護・介護状況申告書 ・診断書等の介護・看護が必要である書類※3	※3 診断書または障がい者手帳 など。 看護・介護状況申告書下部をご参照ください。
就学	・就学証明書または学生証の写し	・保護者が就学中の場合は、時間割(カリキュラム)がわかるもの。 ・カルチャースクールは就学の対象外となります。
災害復旧	・罹災証明書等	・災害状況がわかるもの

※就労証明書・確約書・診断書：本紙巻末の書類または市ホームページからダウンロードしてご利用ください。

※◎印の指定様式は、市ホームページからダウンロードできます。

◎その他申請が必要な場合

※令和6年度の保育施設利用に係る申請以外でも、次の場合には別途申請が必要となります。

- ◆ 保育標準時間と保育短時間の変更(就労時間の変更など)
- ◆ 認定事由が変更となる場合(退職、出生、育休取得など)
- ◆ 家庭状況が変わった場合(結婚・離婚・祖父母と同居など)
- ◆ 同一世帯に障がいのある方がいる場合
(特別児童扶養手当証書、身体障害者手帳・療育手帳・障害基礎年金受給証などがある場合)
- ◆ 離婚調停中・協議中であり、別居となった場合(事件係属証明書、公正証書がある場合)
- ◆ 税の修正申告が行われた場合

上記変更があった場合、保育料も変更となることがありますので、必ず申請をしてください。
なお、保育料の変更は、みらいこども課へ認定変更申請書を提出した翌月から開始となります。